

厚木市分別収集計画

令和7年9月5日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられていた社会経済・ライフスタイルを見直し、限りある資源の有効活用と地球温暖化防止を支えていく循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する市民、事業者、行政がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成7年法律第112号。以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の大部分を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、限りある資源の有効利用、最終処分量の削減等を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・環境に配慮したリサイクル社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が協働し、ごみの減量化や資源の再利用を積極的に推進する。
- ・市民、事業者に対し、ごみの減量化、資源化活動の積極的な広報啓発に努める。
- ・安全で適正な廃棄物処理を推進するため、廃棄物の量的質的变化に対応した効率的な収集、運搬体制の確立に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

令和8年度から令和12年度までの排出量の見込みについては、ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率を乗じた数値を採用した。

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
容器包装廃棄物	8,361t	8,364t	8,322t	8,304t	8,286t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・分別収集の推進

ごみ減量化・資源化を推進するため、積極的な広報活動等を展開するとともに、市民等の声を反映した事業の実施を図る。

- ・ごみ減量化・資源化推進交付金制度

ごみ減量化・資源化を効果的に推進していくためには、地域の協力が必要不可欠であることから、交付金制度を実施し、資源物の排出場所であるごみ集積所の適正管理及び資源の分別収集の徹底を図る。

- ・紙類の資源化の推進

可燃ごみに占める紙類の減量化・資源化を推進することを目的として、紙製容器包装を含む雑がみの資源化を促進するためのチラシを配布するなど紙類削減の取組を図る。

- ・ごみ減量化・資源化講習会

ごみの減量化・資源化は、市民一人一人の協力と実行が必要なことから、ごみ処理とリサイクルの現状を職員が説明するとともに、実習等による正しい分別方法を再確認する講習会を実施する。

- ・リサイクル体験学習

市民に対し、資源物を使ったリサイクル品の作製等の講座・教室を実施し、資源の分別やリサイクルに対する知識・理解を深め、積極的にごみ減量・資源化に取り組んでもらう。

- ・リサイクル施設見学会

分別収集した資源のリサイクル施設において、市民がリサイクル工程を見学することにより、ごみ減量・リサイクルに対する意識啓発を図る。

- ・ごみ減量リサイクルポスター

ごみの減量化と資源の有効利用に対する意識と理解を広く市民に訴えるとともに、ごみ減量・リサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうため、ポスター

ーを募集し、優秀作品については表彰を行う。

・環境関連イベントの開催

多くの市民にごみの減量化・資源化に対する理解と協力を得ることを目的として開催する。

・広報啓発活動の推進

市民等に対し、リサイクル活動に関する情報の提供を始め、各種イベントの開催などあらゆる機会を活用し、市民一人一人にごみの減量化・資源化の必要性及び市民各層の参加を高めるため積極的な広報啓発に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

廃棄物処理施設の整備状況等を勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、厚木市が有する収集機材、選別処理施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類	
主として ガラス製 の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	びん類
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	紙パック	
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

令和8年度の排出量の見込みについては、厚木市一般廃棄物処理基本計画値を参考に、令和9年度以降の排出量の見込みについては、令和8年度排出原単位に増減率と人口を乗じた排出量を採用した。

	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度	
主としてスチール製の容器	387 t		386 t		382 t		380 t		378 t	
主としてアルミ製の容器	634 t		618 t		599 t		582 t		566 t	
無色のガラス製容器	(合計) 855 t		(合計) 826 t		(合計) 793 t		(合計) 764 t		(合計) 736 t	
	(引渡量) 855 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 826 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 793 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 764 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 736 t	(独自処理量) 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 625 t		(合計) 634 t		(合計) 639 t		(合計) 647 t		(合計) 654 t	
	(引渡量) 607 t	(独自処理量) 18 t	(引渡量) 616 t	(独自処理量) 18 t	(引渡量) 622 t	(独自処理量) 17 t	(引渡量) 630 t	(独自処理量) 17 t	(引渡量) 638 t	(独自処理量) 16 t
その他のガラス製容器	(合計) 521 t		(合計) 520 t		(合計) 516 t		(合計) 514 t		(合計) 511 t	
	(引渡量) 521 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 520 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 516 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 514 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 511 t	(独自処理量) 0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	77 t		75 t		72 t		70 t		68 t	
主として段ボール製の容器	2,095 t		2,049 t		1,993 t		1,943 t		1,895 t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) — t									
	(引渡量) t	(独自処理量) t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしようゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,015 t		(合計) 1,038 t		(合計) 1,056 t		(合計) 1,078 t		(合計) 1,099 t	
	(引渡量) 203 t	(独自処理量) 812 t	(引渡量) 207 t	(独自処理量) 831 t	(引渡量) 211 t	(独自処理量) 845 t	(引渡量) 215 t	(独自処理量) 863 t	(引渡量) 219 t	(独自処理量) 880 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2,306 t		(合計) 2,320 t		(合計) 2,321 t		(合計) 2,328 t		(合計) 2,335 t	
	(引渡量) 2,306 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2,320 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2,321 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2,328 t	(独自処理量) 0 t	(引渡量) 2,335 t	(独自処理量) 0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みは、次の方法により算定する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{直近年度の特定分別} \\ \text{基準適合物等の一人} \\ \text{当たり排出原単位} \end{array} \right) \times \text{変化率} \times \text{人口}$$

直近年度の特定分別基準適合物等の一人当たり排出原単位は、令和6年度の排出原単位、変化率は各種類の実績に基づいた数値を採用した。

容器包装廃棄物の種類	6年度排出原単位
スチール製容器	4.7721 g
アルミ製容器	8.1745 g
無色のガラス製容器	11.2194 g
茶色のガラス製容器	7.2048 g
茶色のガラス製容器(生きびん)	0.6602 g
その他のガラス製容器	6.4029 g
飲料用紙製容器	0.9994 g
段ボール	26.8224 g
ペットボトル	11.8868 g
その他のプラスチック製容器包装	27.9159 g

また、人口については、令和8年度から令和12年度までは、第2期厚木市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（R6.3）の将来人口推計を採用し、令和7年度の推計人口（222,408人）と厚木市人口ビジョンの人口の将来展望における令和12年の人口（221,922人）の差を5年間で按分して算出した人口を採用した。

年 度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度	12 年度
人 口	223,911 人	223,414 人	222,917 人	222,420 人	221,922 人
前年度比		-0.22%	-0.22%	-0.22%	-0.22%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階	備考		
金属	スチール製容器	缶類	委託業者による定期収集	市			
	アルミ製容器						
ガラス	無色のガラス製容器	びん類					
	茶色のガラス製容器						
	その他のガラス製容器						
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	民間業者	市			
	段ボール	段ボール					
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者・市による定期収集	委託業者			
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装					

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、びん類、ペットボトルは厚木市資源化センター、その他の物は民間施設にて選別、圧縮等処理及び保管処理を行う。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収 集 車	中間処理		
スチール製容器	缶類	透明・半透明の 袋	2t車 平ボディー	市施設		
アルミ製容器						
無色の ガラス製容器	びん類			市施設		
茶色の ガラス製容器						
その他の ガラス製容器	紙パック	ひもでしばる	2t パッカー車	民間施設		
飲料用紙製容器						
段ボール	段ボール	透明・半透明の 袋	2t パッカー車	市施設		
ペットボトル	ペットボトル					
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック 製容器包装			民間施設		

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講ずる。

※ 法定外のリサイクルの実施

紙類のうち、紙パック、段ボール以外の紙は、紙製容器包装に限らず新聞、雑誌及び雑がみとし分別収集とする。

年 度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
回収量実績 (新聞)	635 t	614 t	568 t	506 t	476 t
回収量実績 (雑誌)	1,710 t	1,470 t	1,341 t	1,195 t	1,114 t
回収量実績 (雑がみ)	2,069 t	2,002 t	1,981 t	1,898 t	1,831 t

